(3)　「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「24の計」－別表六(十四)「５」）」　(5)　の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十四)付表「５」の金額を記載すること。

(4)　「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「25の計」－別表六(十四)「７」）」　(8)　の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十四)付表「８」の金額を記載すること。

別表六(十一)付表を別表六(十四)付表とする。

別表六(十一)の表中

控除対象済特別試験研究費の額（別表六(八)「３」)又は(別表六(九)「３」）

を

控除対象済特別試験研究費の額（別表六(九)「３」)又は(別表六(十)「３」）

に、

当期税額基準額（(7)＋(別表六(十二の二)「18」))×$\frac{10}{100}$
当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表「13」、「16」又は「18」）
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の③」）

を

当期税額基準額（(7)＋(別表六(十五)「18」))×$\frac{10}{100}$
当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十四)付表「13」、「16」又は「18」）
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の③」）

に改め、同表の記載要領第11号中「は、」の次に「当該事業年度（通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度）が令和６年４月１日以後に開始する事業年度に該当する場合又は」を加え、同号(3)中「若しくは「10」」を「、「８」、「12」若しくは「15」」に改め、同号(2)中「別表六(七の二)「３」、「７」若しくは「12」」を「別表六(八)「４」、「８」若しくは「13」」に改め、同号(3)中「「当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表「13」、「16」又は「18」）(9)」」を「「当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十四)付表「13」、「16」又は「18」）(9)」」に、「「又は(別表六(十二)付表「13」」を「「又は(別表六(十四)付表「13」」に改め、同表を別表六(十四)とする。